

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局雇用環境・均等部長



神奈川働き方改革推進支援センター事業の周知等について（御協力依頼）

平素より、働き方改革の推進に当たり、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 4 月からの「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の順次施行に伴い、事業主には制度改正や雇用管理の見直し等が求められているところです。

これに関して、神奈川労働局では、中小企業・小規模事業者を含む事業主の皆様を支援するため、「神奈川働き方改革推進支援センター」を設置しています。

令和 2 年度の委託先はランゲート株式会社となり、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について、無料で下記の支援を行っています。

つきましては、神奈川働き方改革推進支援センターについて貴団体ホームページへのリンクや広報紙への掲載等による会員への周知に加え、セミナー等への説明者派遣や資料配布、出張相談窓口の設置など、センター事業の御利用につきましても御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、周知資料及び広報文例を同封しておりますが、各データが御入用であれば、事務担当までお問い合わせください。

記

- 1 委 託 先 ランゲート株式会社（本社：京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4 階）
- 2 センター 神奈川働き方改革推進支援センター
住所：横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウエストビル 6 F
TEL：0120-910-090
<http://神奈川働き方改革推進支援センター.site>
- 3 支援内容 企業向け：相談対応（電話・メール・来所、企業訪問）
団体等向け：セミナーや勉強会への説明者派遣、出張相談窓口の設置等

〔事務担当〕 神奈川労働局

雇用環境・均等部企画課 荒井

TEL 045-211-7357

Mail：14roudou@mhlw.go.jp

<原稿文例>

神奈川働き方改革推進支援センターをご利用ください

社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家が、過重労働対策、同一労働同一賃金対応、賃金規定見直し、労働関係助成金の活用などのお悩みに無料でお答えします。

【相談方法】 電話・メール・来所での相談、企業訪問

【受付時間】 午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く。）

神奈川働き方改革推進支援センター [厚生労働省神奈川労働局委託事業]

TEL : 0120-910-090 FAX : 0120-971-030

Mail : hatarakikata@mb.langate.co.jp

住所 : 〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階

<http://神奈川働き方改革推進支援センター.site>



秘密嚴守

を支援
します！

ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

相談方法

- ① 電話・メール
- ② センター来所
- ③ 出張相談会
- ④ 企業訪問

🔍 檢 索



年次有給休暇の時季指定

大企業・中小企業とも 2019 年 4 月～

時間外労働の上限規制

大企業：2019 年 4 月～／中小企業：2020 年 4 月～

同一労働同一賃金

2020 年 4 月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021 年 4 月 1 日～

年次有給休暇の時季指定とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上全ての労働者に対し、毎年 5 日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書

FAX : 0120-971-030



WEB 相談フォームはこちら ▶

神奈川働き方改革推進支援センター 宛

[http:// 神奈川働き方改革推進支援センター .site/mail.html](http://神奈川働き方改革推進支援センター.site/mail.html)

事業場名					ご担当者氏名		
所在地	〒 -						
連絡先	電話				E-MAIL		
訪問希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。						
相談内容 ✓をお付け下さい	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ 高度プロフェッショナル制度 ☐ 賃金制度全般 ☐ 36 協定 ☐ 各種助成金の活用 ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ その他 () ☐ 非正規労働者の待遇改善 ☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し						

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 2 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する（チェックしてください）